

電波利用料の納付委託制度の施行状況

【目次】

1. 背景
2. 電波利用料の納付方法
3. 納付委託制度の施行状況と評価
 - 3-1. 納付受託者の指定状況
 - 3-2. 電波利用料の徴収の確保の観点
 - 3-3. 電波利用料の納付者の便益の増進の観点
4. 参考
 - ① コンビニ納付の特徴
 - ② コンビニ納付の利用時間帯等について

1. 背景

電波利用料の納付委託制度は、電波利用料の納付者が納付受託者に納付を委託することを可能とする制度であり、電波法の一部を改正する法律(平成20年法律第50号)により平成21年4月に導入されたものです。

本制度の導入以前の電波利用料の納付方法は①金融機関窓口、②口座振替、③インターネットバンキングによる納付のみが可能でしたが、本制度の導入により新たにコンビニエンスストア店頭での電波利用料の納付(以下「コンビニ納付」と言います。)が可能となりました。

この平成20年の電波法改正において、本制度の施行後2年を目途に電波利用料の徴収の確保や納付者の便益の増進の観点から検討を加えることが規定されました。

このため、総務省では、平成21年4月から平成23年3月までの2年間についてのコンビニ納付の実施状況に関する各種データを集計し、上記の観点から分析を行いました。

[参考]

電波法の一部を改正する法律(平成二十年法律第五十号)附則第八条

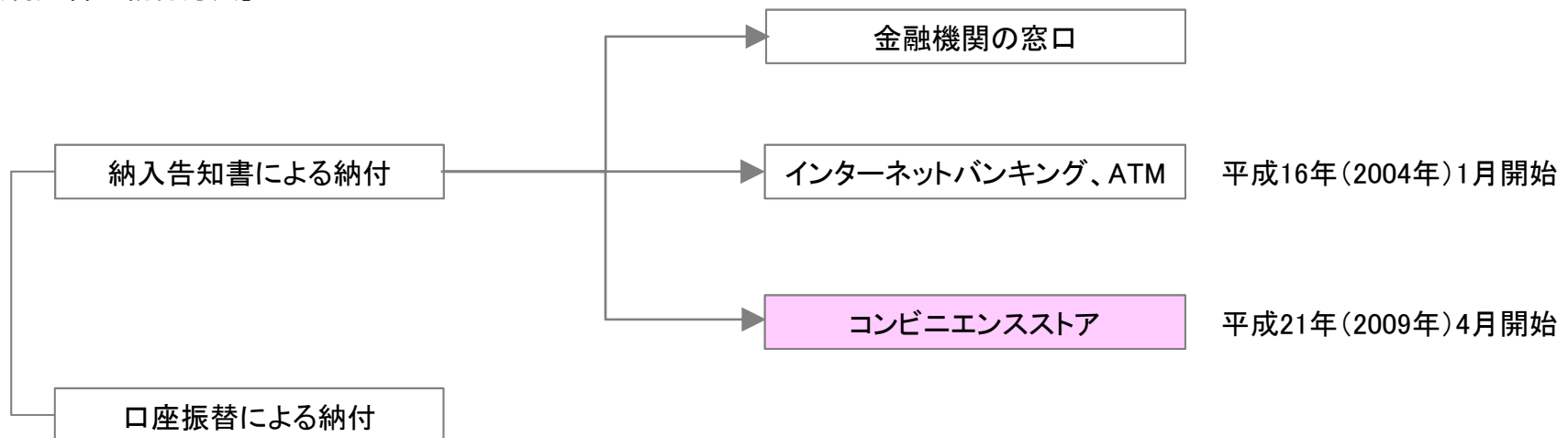
第八条

2 政府は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行後二年を目途として、新法第百三条の二第二十四項から第三十八項までの規定の施行状況について電波利用料の徴収の確保及び電波利用料を納付しようとする者の便益の増進の観点から検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2. 電波利用料の納付方法

- 電波利用料の納付方法には、大きく分けて、納入告知書による納付と口座振替による納付があります。
- 納入告知書による納付は、当初、金融機関の窓口だけでしたが、平成16年1月にインターネットバンキングにおける納付が可能となり、続いて平成20年の電波法改正による納付委託制度の導入により、平成21年4月にコンビニ納付が可能となりました。(コンビニ納付の主な特徴は参考①のとおりです。)
- 納入告知書による納付は、金融機関やコンビニエンスストアの窓口で納入告知書を提出して現金で支払う方法と、納入告知書に記載されている納付番号を入力することによるインターネットバンキング(電子納付)や金融機関のATMで支払う方法が可能となっています。
- 一方、口座振替による納付は、免許人の方の申出により、総務大臣が承認した銀行、郵便局又は信用組合の金融機関の口座から電波利用料を引き落とすもので、金融機関の窓口等へ出向いて支払う手間が不要となります。
- さらに、電波利用料の納付については、前納(無線局の免許の有効期間内の任意の年数分を一括して事前に納付すること。)が可能となっています。

[電波利用料の納付方法]



3-1. 納付受託者の指定状況

- 納付受託者の指定要件は、納付に係る便益の増進等に寄与することと、納付事務を適正かつ確実に遂行できる者として政令等で定められています。
- 現在、納付受託者としては、以下のとおり15のコンビニエンスストアが指定されています。

現在の納付受託者の指定状況は以下のとおり。

- ① 株式会社エブリワン
 - ② 国分グローサーズチェーン株式会社
 - ③ 株式会社ココストア
 - ④ 株式会社ココストアイースト
 - ⑤ 株式会社サークルKサンクス
 - ⑥ 株式会社しんきん情報サービス
 - ⑦ 株式会社スリーエフ
 - ⑧ 株式会社セイコーマート
 - ⑨ 株式会社セーブオン
 - ⑩ 株式会社セブン-イレブン・ジャパン
 - ⑪ 株式会社デイリーヤマザキ
 - ⑫ 株式会社ファミリーマート
 - ⑬ 株式会社ポプラ
 - ⑭ ミニストップ株式会社
 - ⑮ 株式会社ローソン
- (五十音順)

(注)このほか、株式会社エーエム・ピーエム・ジャパンが、平成21年4月に納付受託者に指定されたが、平成22年3月1日に株式会社ファミリーマートへの吸収合併により、納付受託者の指定が取り消されている。なお、am pmの店舗名は現在でも存続している。

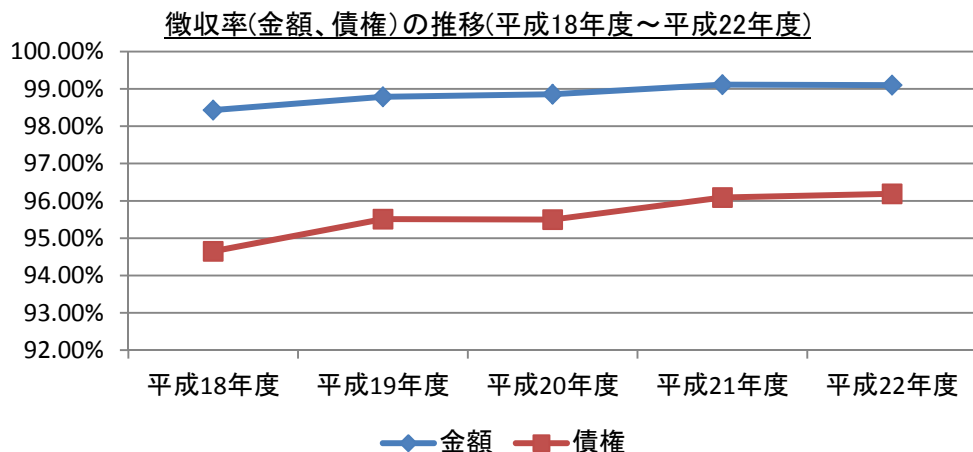
3. 納付委託制度の施行状況と評価

3-2. 電波利用料の徴収の確保の観点

- 「電波利用料の徴収の確保」の観点から、コンビニ納付対象である30万円以下の債権について、コンビニ納付開始前と平成21年度のコンビニ納付開始後2年間の徴収率を評価しました。
- 図表①にみられるように、電波利用料の徴収率(金額ベース)は、平成18年度の98.43%から、平成22年度の99.10%に段階的に向上しています。同様に、徴収率(債権ベース)は、94.65%から96.19%に段階的に向上しています。いずれもコンビニ納付を導入した平成21年度以降に徴収率が上昇したことが明らかになりました。
- さらに、コンビニ納付の効果を分析するために、督促状を送付しても納付がなく、電話や文書による納付指導後に納付された件数を調査し、平成18年度から平成22年度までの「納付率」に着目しました。
- 図表②にみられるように納付指導件数に対して過去5年間の納付率をみると平成20年度まで25%ほどで横ばいだった納付率が、コンビニ納付が導入された平成21年度は約28%、平成22年度では約32%まで上昇しています。また、その収納債権は、平成21年度で20,274件のうち10,998件(約54%)、平成22年度で18,312件のうち11,460件(約63%)がコンビニで納付されていることが明らかとなりました。
- これらの分析結果から、現行制度によるコンビニ納付は、「電波利用料の徴収の確保」に一定の寄与をしているものと考えられます。

図表①: 平成18年度から平成22年度における徴収率(金額、債権)の推移

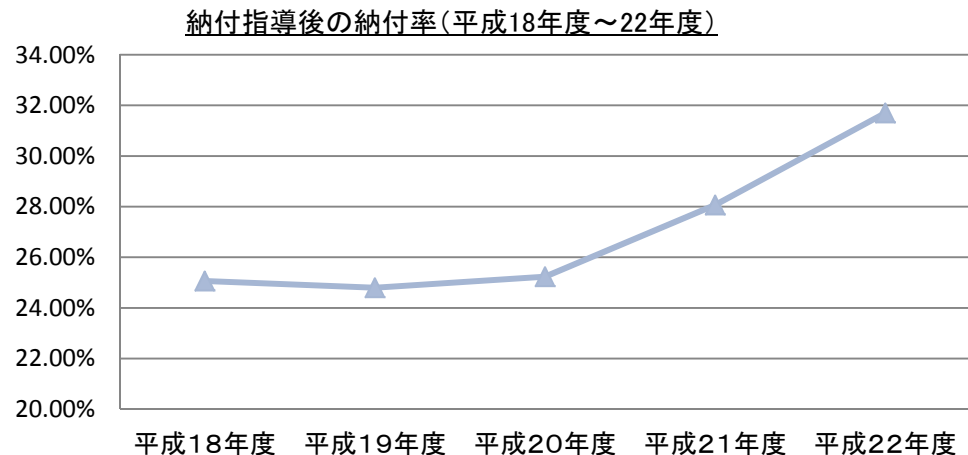
集計区分	集計対象	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
金額(千円)	徴収決定金額	2,152,054	2,199,046	2,046,994	1,818,057	1,894,813
	徴収金額	2,118,279	2,172,442	2,023,570	1,801,957	1,877,780
	徴収率	98.43%	98.79%	98.86%	99.11%	99.10%
債権	徴収決定債権数	696,316	676,036	657,890	640,479	615,398
	徴収債権数	659,064	645,676	628,278	615,426	591,941
	徴収率	94.65%	95.51%	95.50%	96.09%	96.19%



図表②: 納付指導後の納付率

項目	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
納付指導件数(のべ数)	113,899	105,569	86,238	72,240	57,766
収納債権数	28,543	26,180	21,762	20,274	18,312
納付率	25.06%	24.80%	25.23%	28.06%	31.70%

うちコンビニ納付 うちコンビニ納付
10,998件(54.25%) 11,460件(62.58%)



3. 納付委託制度の施行状況と評価

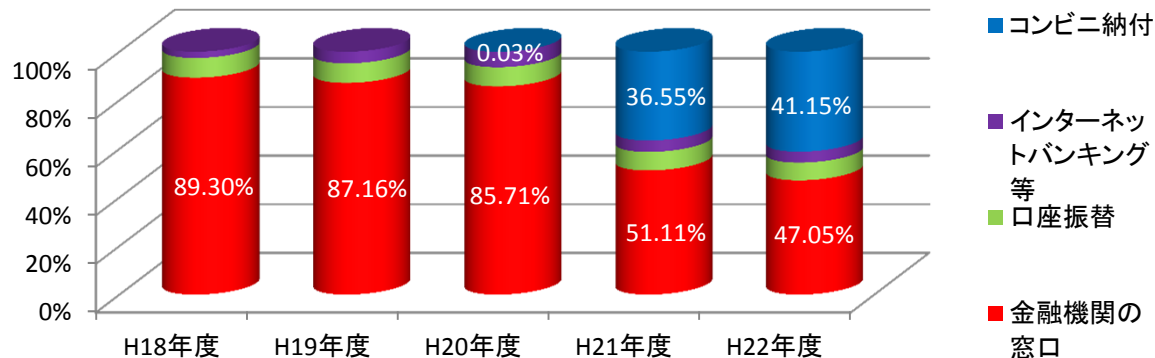
3-3. 電波利用料の納付者の便益の増進の観点

- 次に、「電波利用料の納付者の便益の増進」の観点から、コンビニ納付対象である30万円以下の債権について、コンビニ納付開始前と平成21年度のコンビニ納付開始後2年間の納付方法別の納付割合を評価しました。
- コンビニ納付開始前は、金融機関の窓口における納付割合は約86%～89%で推移していましたが、コンビニ収納開始後の平成21年度以降は約51%～47%に減少しました。また、インターネットバンキング等における納付割合も平成20年度の約6.4%から約4.7%～4.5%に減少しました。その一方でコンビニ納付については、導入以降約37～41%を占める結果となっています。
- 利用時間帯などについて参考②に詳細な分析結果をまとめていますが、銀行窓口の営業時間外にコンビニが比較的多く利用されている傾向が見られます。
- これらの分析結果から、現行制度によるコンビニ納付は、「電波利用料の納付者の便益の増進」に一定の寄与をしていると考えられます。

図表③: 平成18年度から平成22年度における納付手段別の納付状況

納付方法	集計区分	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
金融機関の窓口	納付件数	589,343	563,281	538,915	314,826	288,630
	納付割合	89.30%	87.16%	85.71%	51.11%	47.05%
口座振替	納付件数	53,604	52,003	49,669	46,892	44,581
	納付割合	8.12%	8.05%	7.90%	7.61%	7.27%
インターネットバンキング等	納付件数	17,017	31,003	40,050	29,152	27,806
	納付割合	2.58%	4.80%	6.37%	4.73%	4.53%
コンビニ納付	納付件数	0	0	166	225,110	252,392
	納付割合	0.00%	0.00%	0.03%	36.55%	41.15%

※ 平成20年度に166件の納付があるのは、平成20年度に発生した債権が、納付書の再発行により、コンビニ納付が可能となった平成21年4月に支払われたものです。



4. 参考① コンビニ納付の特徴

- 一般的なコンビニ納付の特徴として、店舗数の多さ、手続可能時間の自由度の高さがあげられる一方、30万円の上限金額が決められていたり、延滞金がかかっている場合には元本のみしか納付できないといった制約があること等があげられます。

項目	内容						
	調査時点	コンビニ※1	銀行※2	全国銀行	信用金庫	信用組合等	ゆうちょ銀行
店舗数 <small>(電波利用料の納付が可能なコンビニエンスストアとは若干の差異あり)</small>	平成19年3月	40,816	58,510	13,522	7,734	13,175	24,079
	平成20年3月	41,204	57,942	13,534	7,686	12,628	24,094
	平成21年3月	42,004	57,426	13,538	7,671	12,131	24,086
手続き可能時間	<ul style="list-style-type: none"> • コンビニエンスストア: 24時間365日 • 金融機関の窓口: おおむね平日の9時から15時(ゆうちょ銀行はおおむね9時から16時) • インターネットバンキング: 24時間365日 						
来店者数	<ul style="list-style-type: none"> • 全店舗の1ヶ月当たり: 1,121,219千人※1 • 1店舗当たり平均: 26,693人 (1,121,219千人÷42,004店舗) • 1店舗の1日当たり平均: 861人 (26,693人÷31日) 						
上限金額	<ul style="list-style-type: none"> • 30万円(防犯上の理由による社団法人日本フランチャイズ協会の自主ルール) 						
制約	<ul style="list-style-type: none"> • 延滞金がある場合は、元本のみしか納付できない。 (コンビニ納付側のシステムがバーコード情報のみの対応であるため、延滞金がある場合は、延滞金を含めた金額の納入告知書(バーコード印刷)が必要となる。) 						

<出典等>

※1 社団法人 日本フランチャイズチェーン協会「JFA コンビニエンスストア統計調査月報 2009年3月度」 http://www.ifa-fc.or.jp/misc/static/pdf/cvs_2009_3.pdf

※2 財団法人 金融情報システムセンター「平成22年版 金融情報システム白書」 http://www.fisc.or.jp/publication/disp_target_detail.php?pid=216

4. 参考② コンビニ納付の利用時間帯等について

- コンビニ納付が行われた曜日及び時間帯別に、コンビニ納付件数の割合を集計しました。※1
- 時間帯別にみると、9時から18時までのいわゆる生活時間帯の納付を合計すると約72%になります。24時間利用できるコンビニエンスストアであっても、生活時間帯に納付する方が多くなっています。しかし、逆に言えば、約28%の方が早朝・夜間帯に納付しています。
- 金融機関の窓口と比較するために、月-金曜日の9時から15時にコンビニ納付した人の割合をみると、合計で約40%になります。これに対し、それ以外の時間帯(土日は全時間帯)の割合を合計すると約60%です。コンビニ納付は、金融機関の窓口の手続き可能時間外において、有用なチャネルとして一定の機能を果たしていることが考えられます。

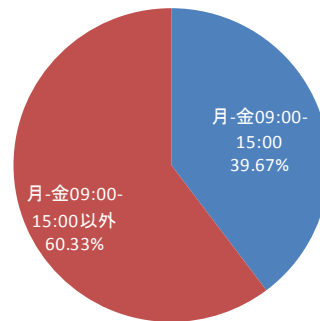
□曜日・時間帯別のコンビニ納付の割合※2

納付時間帯	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	合計
00:00～03:00	0.08%	0.09%	0.10%	0.11%	0.11%	0.11%	0.09%	0.71%
03:00～06:00	0.23%	0.25%	0.27%	0.30%	0.28%	0.26%	0.15%	1.74%
06:00～09:00	1.39%	1.39%	1.48%	1.57%	1.49%	1.28%	0.93%	9.53%
09:00～12:00	4.22%	3.71%	3.77%	3.98%	4.18%	2.89%	2.49%	25.24%
12:00～15:00	4.05%	3.76%	3.80%	3.95%	4.24%	2.60%	2.13%	24.53%
15:00～18:00	3.46%	3.26%	3.49%	3.52%	3.61%	2.61%	2.16%	22.12%
18:00～21:00	2.03%	1.96%	2.10%	2.07%	1.99%	1.42%	1.06%	12.63%
21:00～24:00	0.52%	0.53%	0.54%	0.56%	0.56%	0.45%	0.34%	3.50%

■ 網掛けは金融機関の一般的な営業時間

□月-金の09:00-15:00とそれ以外の時間帯におけるコンビニ納付の割合※2

納付時間帯(曜日を考慮)	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	合計
月-金09:00-15:00	8.27%	7.47%	7.57%	7.94%	8.42%	-	-	39.67%
月-金09:00-15:00以外	7.71%	7.48%	7.99%	8.14%	8.04%	11.61%	9.35%	60.33%



<対象>

※1 … 曜日・時間帯別で集計であり、月曜日から金曜日であれば、祝日や年末年始であっても集計対象としています。

※2 … 平成21年4月20日から平成22年8月31日に取得したデータを対象としています。